平成２１年（フ）第１１９号
鳥取県東伯郡北栄町江北470番地７
債務者　内田恵里子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２４０号
鳥取県米子市新開２丁目８番35号　Ｂ―13号
債務者　濱中　隆雄
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２４１号
鳥取県米子市新開２丁目８番35号　Ｂ―13号
債務者　濱中滿佐子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第３２号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野171番地
債務者　南　　浩
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第３３号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野171番地
債務者　南　　時代
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１９１号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番1051号
債務者　上野富士子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１２号
愛媛県四国中央市妻鳥町60番地２　いつきマンション101号
債務者　佐藤　和子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２１号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目５番26号
債務者　長谷川一美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２２号
愛媛県西条市喜多台205番地
債務者　藤原　幹雄
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２３号
愛媛県西条市喜多台205番地
債務者　藤原ミドリ
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６５号
福岡県飯塚市阿恵383番地７、住民票上の住所福岡県飯塚市阿恵383番地６
債務者　野見山良一
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８６号
福岡県飯塚市小正298番地１　プロスペリティＳＹ501、前住所福岡県飯塚市潤野145番地40
債務者　秋好　豊彦
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２３号
福岡県田川郡大任町大字今任原3924番地33
債務者　浦野須賀子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第６１号
福岡県田川郡大任町大字今任原3924番地33
債務者　浦野　秀人
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１４６号
福岡県田川郡添田町大字庄866番地の１
債務者　大西　　梓（旧姓毛利）
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１５２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎93番地
債務者　中嶋　伸一
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１５８号
福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地
債務者　吉松美代子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１５９号
福岡県田川郡大任町大字大行事3619番地５
債務者　茅野　芳隆
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

第明治三二十種郵便物認可